

群馬県立女子大学における研究活動に係る行動規範

平成30年4月1日

群馬県立女子大学（以下「本学」という。）は、文学部、国際コミュニケーション学部の2学部、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センター及びキャリア支援センターを有し、「地域貢献と国際化」を柱に教育・研究活動が展開されている。

昨今、公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為が国内外の研究機関で発生している。こうした不名誉な事態は、当該組織全体の社会的信用失墜へ繋がり、それまでに築き上げた学術研究の発展を阻害するおそれを生じている。

このような状況を他山の石とし、本学ではこのたび、研究活動のさらなる発展のため、以下の通り行動規範を定めるものである。

- 1 本学に雇用されているすべての者、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む）（以下「研究者等」という。）は、文部科学大臣が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示される競争的資金等の研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規程等を厳に遵守しなければならない。
- 2 研究者等は、研究活動において、文部科学大臣が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に示される不正行為を厳に行ってはならない。
- 3 研究者等は、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動において、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 研究者等は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重するとともに、研究上の立場を利用したハラスメントを厳に行ってはならない。
- 6 研究者等は、研究活動上の不正行為の防止のための環境整備を常に心がけるとともに、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、「群馬県立女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」等関連規程により、遅滞なく対処しなければならない。
- 7 この行動規範の改廃は、研究推進・倫理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。